

寒川町告示第40号

寒川町下水道条例(昭和58年寒川町条例第12号)第6条の3第3項の規定に基づき、次のとおり指定工事店として指定したので、告示する。

令和5年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

指定番号	営業所の所在地	商号又は名称	代表者氏名	指定年月日
第419号	横浜市戸塚区前田町516-13	株式会社 清水設備	清水 克己	令和5年3月28日